



# 鳥取県公報

平成30年1月15日（月）  
号外第2号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（2）（地域振興課）・・・・・・・・・・ 3

## ==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた鳥取市が処理する事務を定める。

## 2 規則の概要

(1) 次に掲げる事務は、鳥取市が処理することとする。

ア 毒物及び劇物取締法施行細則に基づく事務のうち、特定毒物使用者の住所等の変更の届出の受理及び知事への送付等

イ 鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則に基づく事務のうち、配置従事者の身分証明書の手換交付の申請の受理及び知事への送付等

ウ 鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則に基づく事務のうち、特定動物の許可等の通知

エ 鳥取県魚介類行商条例施行規則に基づく事務のうち、営業用の容器への標識のはり付け等

オ 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に基づく事務のうち、ふぐ処理師名簿の登録事項の訂正等

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第2号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>条例別表8の24の項に規定する規則で定める事務は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第5号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>（1） <u>第4条第1項の規定による特定毒物使用者の住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>（2） <u>第5条の規定による特定毒物使用者指定証の亡失の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>（3） <u>第8条の規定による実地指導員の住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>（4） <u>第9条第2項の規定による特定毒物使用者指定証等の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>（5） <u>第9条第3項の規定による特定毒物使用者指定証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>（6） <u>第10条の規定による特定毒物使用者等の資格そう失等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>（7） <u>第13条の規定による毒物劇物取扱者試験の願書の受付及び知事への送付</u></p> <p>（8） <u>第15条第2項の規定による合格証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>6 <u>条例別表8の31の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p>（1） <u>第5条の規定による身分証明書の書換交付の</u></p>	<p style="text-align: center;">（市町村等が処理する事務の範囲）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p>

<p><u>申請の受理及び知事への送付</u></p>	
<p>(2) <u>第 6 条の規定による身分証明書の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p>	
<p>(3) <u>第 7 条の規定による身分証明書の返納の受理及び知事への送付</u></p>	
<p>(4) <u>第 9 条第 1 項の規定による登録販売者試験の合格証明書の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p>	
<p><u>7 略</u></p>	<p><u>5 略</u></p>
<p><u>8 略</u></p>	<p><u>6 略</u></p>
<p><u>9 条別表19の15の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）第 3 条の規定による特定動物の許可等の通知とする。</u></p>	
<p><u>10 条別表19の21の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p>	
<p>(1) <u>第 5 条の規定による標識のはり付け</u></p>	
<p>(2) <u>第 7 条の規定による行商鑑札の再交付申請書の受理</u></p>	
<p>(3) <u>第 9 条の規定による許可申請書の記載事項の変更の届出の受理</u></p>	
<p>(4) <u>第10条の規定による廃業の届出の受理</u></p>	
<p><u>11 条別表19の24の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p>	
<p>(1) <u>第12条の規定によるふぐ処理師名簿の登録事項の訂正</u></p>	
<p>(2) <u>第13条第 1 項の規定による届出及び免許証の返納の受理</u></p>	
<p>(3) <u>第13条第 2 項の規定によるふぐ処理師名簿の登録の抹消</u></p>	
<p>(4) <u>第16条の規定によるふぐ処理師試験の受験願書の受理及び知事への送付</u></p>	
<p>(5) <u>第25条の規定による認証営業台帳の登録事項の訂正</u></p>	
<p>(6) <u>第26条第 1 項の規定による届出及び認証書の返納の受理</u></p>	
<p>(7) <u>第26条第 3 項の規定による認証営業台帳の登録事項の抹消</u></p>	
<p><u>12 略</u></p>	<p><u>7 略</u></p>
<p><u>13 略</u></p>	<p><u>8 略</u></p>
<p><u>14 略</u></p>	<p><u>9 略</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。